

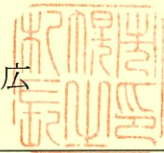
# 産業廃棄物処理施設変更許可証

令和 3年11月 8日

住所 札幌市中央区北1条東15丁目140番地  
名称 株式会社公清企業  
代表取締役 原田 利明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

札幌市長 秋元 克広



許可の年月日	令和 3年11月 8日	許可番号	札幌事産施許可第21-03号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種類 汚泥の脱水施設（施行令第7条第1号）		
	処理する産業廃棄物の種類 汚泥（主に無機性汚泥に限り、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く）		
設置場所	札幌市東区中沼町45番地23		
処理能力	134 m <sup>3</sup> /日（16時間）		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には本市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		